

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人七戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には報酬を支給しない。

2 役員等が、その職務のため、次の法人業務を行う場合に別表1により費用を弁償する。

(1) 理事会、評議員会又は監査会に出席

(2) 法人業務のため七戸町内での行事、会議、研修等に出席

3 前項の外、本会の命により旅行した場合は社会福祉法人七戸町社会福祉協議会旅費規程（車賃、日当、宿泊料及び食卓料については事務職3級以上の職務にある者の区分による）に基づき旅費を支給する。ただし、日当の額は別表1の日額の額とする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

区分	日額
会長	3,000円
会長以外の理事・監事	2,000円

附 則

1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成17年4月1日施行の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会費用弁償に関する規程は廃止する。